

## 復興農学会 幹事および監事選考要領

2023年3月18日制定

### (幹事の業務)

第1条 本会は会則第6条にしたがい幹事を置く。幹事の業務は学会誌担当、企画担当、渉外担当、教育研究資料担当とする。幹事の任期は2年とし、任期始期は本会の事業年度と同じとする。

### (幹事の選考)

第2条 幹事は会員の中より会員による選挙によって選考する。当面は10名とする。また、会長が必要と認め幹事会で承認された場合には、選挙で選出される幹事数の1割程度を限度として幹事を追加することができる。幹事は監事と兼ねることができる。

- 2 選挙はオンラインシステムで行う。会員は、オンライン上に提示された会員名簿の中から当面は10名を選び、その名前を連記して投票する。ただし、同一人に2票以上を投票することはできない。なお、同一人に2票以上が投票された場合は1票と数える。
- 3 得票数が同じ場合は年長順により順位を定める。
- 4 幹事にその任期中に欠員が生じた場合は次点者を繰り上げる。
- 5 選挙は事務局員が管理し、開票は事務局員により行う。

### (監事の業務)

第3条 本会は会則第6条にしたがい監事を置く。監事の任期は2年とし、任期始期は本会の事業年度と同じとする。

### (監事の選考)

第4条 監事は会員の中より会員による選挙によって選考し、2名とする。監事は幹事と兼ねることができる。

- 2 選挙はオンラインシステムで行う。会員は、オンライン上に提示された会員名簿の中から2名を選び、その名前を連記して投票する。ただし、同一人に2票以上を投票することはできない。なお、同一人に2票以上が投票された場合は1票と数える。
- 3 得票数が同じ場合は年長順により順位を定める。
- 4 幹事にその任期中に欠員が生じた場合は次点者を繰り上げる。
- 5 選挙は事務局員が管理し、開票は事務局員により行う。

### 附則

この会則は、2023年3月18日から施行する。